



平成 29 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 執行役社長 前原 修身
(コード番号 6581 東証第 1 部)
問合せ先 広報戦略室長 宮根 康徳
(TEL. 03-5783-0601)

**剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定
及び平成 29 年 3 月期（第 95 期）配当予想の修正に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、本日付で別途公表いたしました「HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「当社意見表明リリース」といいます。）に記載の、平成 29 年 1 月 30 日に開始予定の HK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び平成 27 年 7 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関連して、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を実施することを決議するとともに、本特別配当に関する基準日設定及び平成 29 年 3 月期（第 95 期）配当予想の修正を行うことについても決議いたしましたので、お知らせします。

本公開買付けに対する意見表明及び本特別配当については、当社意見表明リリースもご参照下さい。

1. 本特別配当の内容

基準日	平成 29 年 1 月 29 日
1 株当たり配当金	580 円
配当金の総額	588 億円
効力発生日	平成 29 年 3 月 31 日
配当原資	利益剰余金

(注) 本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としています。

(注) 上記基準日より後に当社株式を取得した当社の株主の皆様は、当該当社株式に係る本特別配当を受領することができません。また、本新株予約権を行使して、上記基準日より後に当社の株式を取得した新株予約権者の皆様は、当該当社株式に係る本特別配当を受領することができません。

(注) 上記のとおり、本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けに係る買付け等の期間が延長となった場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の買付け等の期間終了以降の日に変更する予定です。

2. 本特別配当に関する基準日設定

当社は、本特別配当を実施するため、平成 29 年 1 月 29 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、本特別配当の支払いを受けることができる権利者いたします。

(1) 基準日 : 平成 29 年 1 月 29 日 (日)

(2) 公告日 : 平成 29 年 1 月 13 日 (金)

(3) 公告方法 : 電子公告

(当社ウェブサイト <http://www.hitachi-koki.co.jp/koukoku/index.html> に記載)

3. 平成 29 年 3 月期（第 95 期）配当予想の修正の内容

基準日	年間配当金			
	第 2 四半期末	平成 29 年 1 月 29 日 (本特別配当)	期末	合計
前回予想 (平成 28 年 10 月 26 日)			未定	未定
今回修正予想		580 円	0 円	592 円
当期実績	12 円			
前期実績 (平成 28 年 3 月期)	12 円		12 円	24 円

4. 理由

当社は、本日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であること等を前提として行われたものです。

当社は、本公開買付けに関連して、公開買付者からの提案及び当社の分配可能額を踏まえつつ、当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案した上で公開買付者との協議に基づき、平成 29 年 1 月 29 日を基準日として設定する旨の決議を行った上で、本公開買付けの成立を条件として、本特別配当を行う旨を決議いたしました。なお、本特別配当の支払は、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定です。

また、本公開買付けは平成 29 年 1 月 30 日に開始予定であり、本特別配当は、平成 29 年 3 月期末前後を目途に行われる予定であることから、当社は、平成 29 年 3 月期末配当に相当する額も加味したうえで本特別配当を実施することが合理的であると判断しており、公開買付者との間で、原則として本特別配当以外の配当を行わないことを確認しております。そのため、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 29 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

なお、本特別配当は、本公開買付けが成立することを条件として実施される予定ですので、かかる条件が不充足となることが明らかになった場合には、当社は、その後の配当政策（平成 29 年 3 月期の期末配当の方針を含みます。）について速やかに決定の上、配当予想の修正について改めて開示いたします。

以上